

# 世田谷区公報

## 目 次

### 条 例

○世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（124）	3
○世田谷区公告式条例の一部を改正する条例（125）	3
○世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例（126）	3
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（127）	3
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（128）	4
○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（129）	4
○世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（130）	4
○世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例（131）	4
○世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例（132）	5
○世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例（133）	5

### 規 則

○世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（128）	5
○世田谷区公告式規則の一部を改正する規則（129）	5
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（130）	6
○会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（131）	6
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（132）	7
○世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則（133）	7
○世田谷区行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則の一部を改正する規則（134）	7
○世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則（135）	7
○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（136）	7
○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（137）	8
○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（138）	8
○世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則	

(139) .....	8
○世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則（140）	8
○世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則（141）	8
○世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則（142）	8
○世田谷区公印規則の一部を改正する規則（143）	9
○世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（144）	9
○世田谷区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（145）	9
○世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則（146）	9
○世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（147）	9
○世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則（148）	9
○世田谷区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則（149）	10
○世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則（150）	10
○世田谷区道路占用規則の一部を改正する規則（151）	10
<b>訓 令 甲</b>	
○世田谷区公文書管理規程の一部改正（24）	10
○世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正（25）	10
○世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正（26）	10
<b>告 示</b>	
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（676）	11
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（677）	11
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（678）	11
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（679）	11
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（680）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（681）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（682）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（683）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（684）	11
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（685）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（686）	11
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（687）	12
○地方自治法に基づく予算の公表（688）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（689）	12
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示（690）	12
○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示（691）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（692）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（693）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（694）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（695）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（696）	12
○地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表（697）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（698）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（699）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（700）	14
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（701）	14
○地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の所在地の変更の告示（702）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（703）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（704）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（705）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（706）	14
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示（707）	14
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（708）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（709）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（710）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（711）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（712）	15
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（713）	15
○令和7年第3回世田谷区議会臨時会招集の告示（714）	15
○世田谷区公契約の労働報酬下限額について（715）	15
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（716）	16
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示（717）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（718）	16
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更	

及び供用開始の告示(719) ..... 16	告示(748) ..... 19	○学校職員出勤等の記録の整理規程の一部改正(5) ..... 26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(720) ..... 16	公 告	告 示(選)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(721) ..... 16	○都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告(86) ..... 19	○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示(43) ..... 26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(722) ..... 16	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(87) ..... 19	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和7年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(44) ..... 26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(723) ..... 16	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(88) ..... 19	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示(45) ..... 26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(724) ..... 16	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(89) ..... 20	告 示(農)
○地方自治法に基づく予算の公表(725) ..... 16	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(90) ..... 20	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(12) ..... 27
○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(726) ..... 17	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(91) ..... 20	告 示(監)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(727) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告(92) ..... 20	○地方自治法に基づく世田谷区監査基準の改正の公表(10) ..... 27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(728) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(93) ..... 20	<b>条 例</b>
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(729) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(94) ..... 20	次に掲げる条例を公布する。
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(730) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(95) ..... 21	令和7年12月9日
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(731) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(96) ..... 21	世田谷区長 保坂展人
○生活保護法に基づく扶助その他これに類する扶助の支出事務委託の告示(732) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(97) ..... 21	<b>世田谷区条例第124号</b>
○生活保護法に基づく扶助その他これに類する扶助の支出事務委託の告示(733) ..... 17	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(98) ..... 21	世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(734) ..... 17	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(99) ..... 21	<b>世田谷区条例第125号</b>
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(735) ..... 18	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(100) ..... 21	世田谷区公告式条例の一部を改正する条例
○生活保護法に基づく扶助その他これに類する扶助の支出事務委託の告示(736) ..... 18	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(101) ..... 21	<b>世田谷区条例第126号</b>
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(737) ..... 18	○世田谷区自転車条例に基づく世田谷区立自転車等駐車場の指定管理者の指定の公告(102) ..... 22	世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(738) ..... 18	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(103) ..... 23	<b>世田谷区条例第127号</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(739) ..... 18	○建築基準法第86条の2第1項の規定による建築物の認定の公告(104) ..... 24	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(740) ..... 18	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(105) ..... 24	<b>世田谷区条例第128号</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(741) ..... 18	<b>規 則(教)</b>	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(742) ..... 18	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(28) ..... 24	<b>世田谷区条例第129号</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(743) ..... 18	○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(29) ..... 25	世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(744) ..... 19	○世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則(30) ..... 26	<b>世田谷区条例第130号</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(745) ..... 19	○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(31) ..... 26	世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(746) ..... 19	○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(32) ..... 26	<b>世田谷区条例第131号</b>
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(747) ..... 19	○義務教育教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(33) ..... 26	世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例
○生活保護法に基づく扶助その他これに類する扶助の支出事務委託の	<b>訓 令 甲(教)</b>	<b>世田谷区条例第132号</b>

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

<p>世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月世田谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「区役所の門前掲示場およびその他適当な掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則(昭和40年3月世田谷区規則第14号)の規定の例により」に改め、同条第2項を削る。</p> <p>附 則 この条例は、令和8年1月5日から施行する。</p>	<p>第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。</p>	<p>第15条第1項各号中「妊娠初期休暇」を「妊娠症候群対応休暇」に改める。</p> <p>第16条の4第1項中「(次条において)」を「(以下)」に改める。</p> <p>第16条の5の次に次の1条を加える。(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</p> <p>第16条の6 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第17条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>世田谷区公告式条例の一部を改正する条例 世田谷区公告式条例(昭和25年9月世田谷区条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条に見出しとして「(通則)」を付し、同条中「基く」を「基づく」に改める。</p> <p>第2条に見出しとして「(条例の公布)」を付し、同条第1項中「署名し」を「署名(署名に代わる措置(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第1条に規定する措置をいう。)を含む。)をし」に改め、同条第2項中「、区役所」を「、区のホームページに掲載し、又は区役所」に改める。</p> <p>第3条に見出しとして「(規則に関する準用)」を付する。</p> <p>第4条に見出しとして「(規程の公表)」を付し、同条第1項中「外」を「ほか」に、「を公表しようとするとき」を「で公表を要するもの」に、「、公布若しくは公表」を「、公表」に改め、「、区長印をおし」を削り、同条第2項中「規定に、これを」を「規程にこれを」に改める。</p> <p>第5条を次のように改める。 (その他の規則及び規程の公表)</p>	<p>第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。</p> <p>第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。</p> <p>第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。</p>	<p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 職員の育児休業等に関する条例第17条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p>
<p>第5条 第2条の規定は、区の機関(区長を除く。以下同じ。)の定める規則で公表を要するものに、これを準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものに、これを準用する。</p> <p>この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条に見出しとして「(施行期日の特例)」を付し、同条中「又は区」を「若しくは区」に、「若しくは」を「又はその他の」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、令和8年1月5日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の世田谷区行政手続条例(以下「改正後の条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。</p>	<p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p>
<p>世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例 世田谷区行政手続条例(平成7年9月世田谷区条例第47号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第7号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。</p>	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の第16条の6第2項</p>

<p>の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</p>	<p>認するための措置 3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p>	<p>「掲示し、又は当該公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。</p>
<p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>第17条第1項各号中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。</p>	<p>(経過措置) 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</p>	<p>(経過措置) 2 この条例による改正後の第6条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p>
<p>第18条の4 第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。 第18条の5の次に次の1条を加える。 (妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</p>	<p>第18条の6 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第17条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例 (趣旨) 第1条 この条例は、戦後80年に当たり、区として民間空襲等被害者に対し、労りとお見舞いの意を表すために、民間空襲等被害者見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 職員の育児休業等に関する条例第17条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p>	<p>第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は当該公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「民間空襲等被害者」とは、昭和16年12月8日から昭和20年9月7日までの期間における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷し、又は罹患した者をいう。ただし、次に掲げる法律の規定の適用を受ける者を除く。 (1) 恩給法（大正12年法律第48号） (2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号） (3) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号） (4) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号） (5) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号） (6) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号） (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号） (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号） (9) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号） (対象者) 第3条 見舞金は、令和8年1月1日において区内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき区の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている民間空襲等被害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、見舞金の支給を受ける適格性について、第6条第1項に規定する審査会から当該適格性を有する旨の答申が区長にあったもの（以下「支給対象被害者」という。）に支給する。</p>
<p>2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確</p>	<p>第15条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この条例による改正後の第6条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p> <p>世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改める。</p>	<p>第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は当該公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を</p>

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

<p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号) 第6条第3項に定める障害等級のうち、3級以上の障害を有する者</p> <p>(3) 区長が前2号に規定する者に準ずると認める者 (見舞金の支給額及び支給回数)</p> <p>第4条 見舞金の支給額は、支給対象被害者1人につき30,000円とする。</p> <p>2 見舞金は、支給対象被害者1人につき1回に限り支給する。 (支給申請)</p> <p>第5条 民間空襲等被害者は、見舞金の支給を受けようとするときは、規則で定める期間内に区長に申請し、見舞金の支給について第7条に規定する決定を受けなければならない。 (世田谷区民間空襲等被害者見舞金審査会)</p> <p>第6条 見舞金の支給に当たり、専門的見地から戦時災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区民間空襲等被害者見舞金審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 見舞金の支給に係る事実の審査すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、見舞金の支給等に関すること。</p> <p>3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (見舞金の支給決定等)</p> <p>第7条 区長は、審査会の答申に基づき、見舞金の支給に関する決定を行う。 (見舞金の支給)</p> <p>第8条 区長は、見舞金の支給の決定をしたときは、支給対象被害者に対し、当該支給対象被害者が指定する口座に見舞金を支給する。ただし、当該決定の後、当該支給対象被害者が死亡した場合にあっては、第3条の規定にかかわらず、当該支給対象被害者の遺族その他これに準ずる者として規則で定める者に対し、その者が指定する口座に見舞金を支給することができる。 (不正利得の返還)</p> <p>第9条 区長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した見舞金を返還させることができる。 (委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。 (この条例の失効)</p>	<p>2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の失効前に行われた、見舞金の支給に係る申請及び決定並びに当該決定に基づく見舞金の支給については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後もなおその効力を有する。</p> <hr/> <p>世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例 世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。 別表瀬田小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区瀬田二丁目17番1号」を「東京都世田谷区瀬田二丁目15番1号」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、令和8年3月9日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例 世田谷区学校給食費会計条例(昭和47年4月世田谷区条例第15号)は、廃止する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による廃止前の世田谷区学校給食費会計条例の規定による世田谷区学校給食費会計(次項において「廃止会計」という。)に係る令和7年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。 3 廃止会計に属する債権債務及び歳計剰余金は、世田谷区一般会計(以下「一般会計」という。)が引き継ぐものとする。 4 前項の規定により一般会計が引き継ぐ債権債務に係る収入及び支出は、一般会計の収入及び支出とする。</p> <hr/> <p>規 則</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和7年12月9日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区規則第128号 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第129号 世田谷区公告式規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第130号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第131号 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第132号 職員の育児休業等に関する条例施行規則</p>	<p>の一部を改正する規則 <b>世田谷区規則第133号</b> 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第134号</b> 世田谷区行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第135号</b> 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第136号</b> 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第137号</b> 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第138号</b> 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第139号</b> 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第140号</b> 世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第141号</b> 世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第142号</b> 世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成29年3月世田谷区規則第8号)の一部を次のように改正する。 第2条第6号中「世田谷区学校給食費会計条例(昭和47年4月世田谷区条例第15号)」を「学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区公告式規則の一部を改正する規則 世田谷区公告式規則(昭和40年3月世田谷区規則第14号)の一部を次のように改正する。 第1条中「の告示」の次に「、公告その他これらに類するもの」を加え、「告示」を「告示等」に改める。 第2条の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条第1項中「告示」を「告示等」に、「および」を「及び」に、「記入し、区長印を押す」を「記入する」に改め、同条第2項を次のように改める。 2 告示等の公示は、区のホームページに掲載し、又は区役所の門前掲示場に掲示</p>
---	---	---

<p>して、これを行う。</p> <p>第3条の見出しを「(告示等の施行期日)」に改め、同条中「告示は」を「告示等は」に、「告示に」を「当該告示等に」に、「定め」を「定め」に改める。</p> <p><b>附 則</b> この規則は、令和8年1月5日から施行する。</p> <hr/> <p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条の見出しを「(妊娠症状対応休暇)」に改め、同条第1項中「妊娠初期休暇は、妊娠初期」を「妊娠症状対応休暇は、妊娠中」に改め、「妊娠初期において」を削り、同条第2項本文中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、「1回に限り」を削り、「引き続く」を「合計」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 流産した女性職員が安静加療をする期間を承認する場合は、前項の規定による承認の日数にかかわらず、日を単位として、流産した日から起算して引き続く7日以内で承認する。</p> <p>第20条第1項中「1年3月」を「1年6月」に改め、同条第2項中「2回それぞれ45分間」を「3回まで、1回の育児時間は30分又は30分に15の倍数を加えた時間を単位として、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で」に改め、同項ただし書を削る。</p> <p>第25条の5第1項中「第16条の4第1項又は第2項」を「第16条の4第1項」に改め、同条第2項中「第16条の4第1項」を「第16条の4第1項又は第2項」に改める。</p> <p>第25条の7の次に次の7条を加える。 (妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</p> <p>第25条の8 条例第16条の6第1項第1号の規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</li> <li>(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</li> <li>(3) 条例第9条の2第1項の規定による深夜勤務の制限</li> <li>(4) 条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限</li> <li>(5) 条例第9条の4第1項の規定による超過勤務の制限</li> <li>(6) 条例第15条第1項に規定する子の看護等休暇</li> <li>(7) 条例第16条の3に規定する子育て部分休暇</li> </ol> <p>第25条の14 条例第16条の6第2項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 育児期両立支援制度等</li> <li>(2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先 <b>附 則</b> (施行期日) 1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、</li> </ol>	<p>分休暇</p> <p>第25条の9 条例第16条の6第1項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出生時両立支援制度等</li> <li>(2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先</li> <li>(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他のこれに相当する給付に関する必要な事項</li> </ol> <p>第25条の10 条例第16条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 面談による方法</li> <li>(2) 書面を交付する方法</li> <li>(3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</li> </ol> <p>第25条の11 条例第16条の6第1項第3号及び第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 始業又は終業の時刻</li> <li>(2) 勤務の場所</li> <li>(3) 業務量の調整</li> <li>(4) 前3号に掲げる事項のほか、任命権者が別に定める事項</li> </ol> <p>第25条の12 条例第16条の6第2項の規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。</p> <p>第25条の13 条例第16条の6第2項第1号の規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</li> <li>(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</li> <li>(3) 条例第9条の2第1項の規定による深夜勤務の制限</li> <li>(4) 条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限</li> <li>(5) 条例第9条の4第1項の規定による超過勤務の制限</li> <li>(6) 条例第15条第1項に規定する子の看護等休暇</li> <li>(7) 条例第16条の3に規定する子育て部分休暇</li> </ol> <p>第25条の14 条例第16条の6第2項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 育児期両立支援制度等</li> <li>(2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先 <b>附 則</b> (施行期日) 1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、</li> </ol> <p>公布の日から施行する。 (施行前の準備) 2 この規則による改正後の第17条の規定による妊娠症状対応休暇（以下「妊娠症状対応休暇」という。）及び改正後の第20条の規定による育児時間の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。 (経過措置) 3 この規則による改正前の第17条の規定による妊娠初期休暇（以下「妊娠初期休暇」という。）を承認する場合にあっては、当該妊娠初期休暇を承認しようとする期間の初日が施行日前であるときは、施行日以後の日も含めて当該妊娠初期休暇を承認することができる。</p> <p>4 妊娠初期休暇を取得した女性職員が、同一の妊娠について妊娠症状対応休暇を取得する場合（流産した女性職員が安静加療を要する場合に妊娠症状対応休暇を取得する場合を除く。）における当該妊娠症状対応休暇の承認の日数は、7日から当該妊娠初期休暇の取得日数を差し引いた日数を限度とする。</p> <hr/> <p>会計年度任用職員の勤務時間休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条第3項中「(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)」を削る。</p> <p>第16条中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。</p> <p>第19条の見出しを「(妊娠症状対応休暇)」に改め、同条第1項中「妊娠初期休暇は、妊娠初期」を「妊娠症状対応休暇は、妊娠中」に改め、「妊娠初期において」を削り、同条第2項本文中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、「1回に限り」を削り、「引き続く」を「合計」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 流産した女性職員が安静加療を要する期間を承認する場合は、前項の規定による承認の日数にかかわらず、日を単位として、流産した日から起算して引き続く7日以内で承認する。</p> <p>第22条第1項中「1年」を「1年6月」に改め、同条第2項中「2回それぞれ30分間承認し、1日につき1回利用する場合は60分間」を「3回まで、1回の育児時間は30分又は30分に15の倍数を加えた時間を単位として、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で」に改め、同項ただし書中「当該会計年度任用職員について定められた」を削り、「30分間」の次に「又は45分間」を加え、同条第4項中「第2項の規定により承認された時間から当該配偶者等の利用に係る各回ごとの」を「1日について90分（勤務時間が4時間以内の場合は45分）から当該配偶者等が利用する」に改める。</p>
---	---

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

<p>第24条第2項第2号中「同表」を「別表第2」に改める。</p> <p>第32条の5の次に次の1条を加える。 (妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等)</p> <p>第32条の6 条例第16条の6及び職員勤務時間規則第25条の8から第25条の14までの規定は、妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p>1 この規則は、令和8年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第13条第3項及び第24条第2項第2号の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。 (施行前の準備)</p> <p>2 この規則による改正後の第16条及び第19条の規定による妊娠症状対応休暇(以下「妊娠症状対応休暇」という。)並びに改正後の第22条の規定による育児時間の取得のために必要な手續は、施行日前においても行うことができる。 (経過措置)</p> <p>3 この規則による改正前の第16条及び第19条の規定による妊娠初期休暇(以下「妊娠初期休暇」という。)を承認する場合にあっては、当該妊娠初期休暇を承認しようとする期間の初日が施行日前であるときは、施行日以後の日も含めて当該妊娠初期休暇を承認することができる。</p> <p>4 妊娠初期休暇を取得した女性職員が、同一の妊娠について妊娠症状対応休暇を取得する場合(流産した女性職員が安静加療を要する場合に妊娠症状対応休暇を取得する場合を除く。)における当該妊娠症状対応休暇の承認の日数は、7日から当該妊娠初期休暇の取得日数を差し引いた日数を限度とする。</p> <p><b>職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</b></p> <p><b>職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年3月世田谷区規則第13号)の一部を次のように改める。</b></p> <p>第6条中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。</p> <p>本則に次の4条を加える。</p> <p>(条例第17条の2第1項の当該職員又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実)</p> <p>第16条 条例第17条の2第1項の当該職員又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実は、次に掲げる事実とする。</p> <p>(1) 職員が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳(非常勤職員にあっては、1歳。以下この号及び次号において同じ。)に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定して</p>	<p>おり、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。</p> <p>(2) 職員が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(次号において「養子縁組里親」という。)として児童(3歳に満たない児童に限る。以下この号及び次号において同じ。)を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。</p> <p>(3) 職員が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。 (条例第17条の2第1項の育児休業に関する制度その他の事項)</p> <p>第17条 条例第17条の2第1項の育児休業に関する制度その他の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 育児休業に関する制度 (2) 育児休業の承認の請求先 (3) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第70条の2第1項に規定する育児休業手当金、同法第70条の3第1項に規定する育児休業支援手当金その他これらに相当する給付に関する必要な事項 (4) 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い</p> <p>2 条例第17条の2第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法(第3号に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。</p> <p>(1) 面談による方法 (2) 書面を交付する方法 (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(以下「電子メール等」という。)の送信による方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) (条例第17条の2第1項の当該職員の意向を確認するための面談その他の措置)</p> <p>第18条 条例第17条の2第1項の当該職員の意向を確認するための面談その他の措置(第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。)は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 面談 (2) 書面の交付 (3) 電子メール等の送信(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) (条例第17条の3第3号の育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第19条 条例第17条の3第3号の育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提</p>
---	--

供

(2) 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

**附 則**

この規則中、本則に4条を加える改正規定は公布の日から、第6条の改正規定は令和8年1月1日から施行する。

**世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則**

**世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改める。**

第14条中「区役所の門前掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則(昭和40年3月世田谷区規則第14号)の規定の例により」に改める。

第23条第2項中「区役所の門前掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則の規定の例により」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

**世田谷区行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

**世田谷区行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第25号)の一部を次のように改める。**

第5条中「一」を「いずれか」に改める。

第10条中「掲示する」を「世田谷区公告式条例(昭和25年9月世田谷区条例第7号)第2条第2項の門前掲示場へ掲示し、及び区のホームページへ掲載する」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年1月5日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

**世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

**世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改める。**

第8条の12第2項中「記した書面を14日間区役所の門前掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則(昭和40年3月世田谷区規則第14号)の規定の例により」に改める。

第8条の13中「記した書面を14日間区役所の門前掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則の規定の例により」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

**世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

**世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第55号)の一部を次のように改正する。**

第5条第2項中「第20条第4項」を「第20条の2第2項」に改める。

附則第13項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第76号）の一部を次のように改める。

附則第5項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第16号）の一部を次のように改める。

第4条第2号の表備考第1号中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則（平成7年3月世田谷区規則第38号）の一部を次のように改める。

第41条第2項を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区建築基準法施行細則（昭和58年3月世田谷区規則第19号）の一部を次のように改める。

第10条第2項中「方法は、」の次に「区のホームページへの掲載又は」を加える。

第16条の3第2項第3号中「省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）」を「省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法等用）」に改め、同項第9号中「第4号又は第5号」を「第5号又は第6号」に改め、同号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 第4号の場合であって、かつ、第8条第3項の適用を受けた建築物について、建築物省エネ法施行規則第5条（建築物省エネ法施行規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法等用）

第16条の3第2項第8号中「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更

説明書（標準計算法用）」を「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法等用）」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げる、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 規則第4条第1項第4号（イ及びハを除く。）に掲げる場合 省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法等用）その他区長が必要と認める書類

第8号様式第4面を次のように改める。  
様式省略

第15号の3様式第1面及び第2面を次のように改める。

様式省略

第15号の3の2様式第1面及び第2面を次のように改める。

様式省略

第15号の3の3様式第1面及び第2面を次のように改める。  
様式省略

第15号の3の3様式第5面中「標準計算法」を「標準計算法等」に改める。

第15号の3の4様式第1面及び第2面を次のように改める。

様式省略

第15号の3の5様式第1面から第3面までを次のように改める。

様式省略

第15号の3の6様式第1面及び第2面を次のように改める。

様式省略

第15号の3の8様式第5面中「外皮に」を「外皮面積の合計に変更がなく、外皮に」に改める。

第15号の3の9様式第1面中「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用）」を「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法等用）」に、同様式第3面中「外皮に」を「外皮面積の合計に変更がなく、外皮に」に改める。

第15号の3の10様式第3面別紙1中「以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に、「外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加、かつ、窓の平均日射熱取得率について5%を超えない増加」を「外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少」に、「外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加」を「外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について5%を超えない増加」に、「窓の平均熱貫流率」を「窓の平均熱貫流率又は窓の平均日射熱取得率」に、「平均効率について」を「平均効率」に改め、同様式第3面別紙2中「換気設備関係」を「機械換気設備関係」に、「評価の対象」を「一次エネルギー消費量の算定対象」に、「以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に、「について10%」を「の10%」に、「計算対象床面積

について」を「一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の」に、「のみ」を「に限る。」に改め、同様式第3面別紙3中「評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、単位床面積当たりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に改め、同様式第3面別紙4中「評価の対象」を「一次エネルギー消費量の算定対象」に、「次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に改め、同様式第3面別紙5中「については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に、「について2%」を「の2%」に、「について30度」を「の30度」に、「について10度」を「の10度」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する、ただし、第10条第2項の改正規定は、令和8年1月5日から施行する。

世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施工細則の一部を改正する規則

世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施工細則（昭和54年3月世田谷区規則第19号）の一部を次のように改める。

第9条中「区役所の掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則（昭和40年3月世田谷区規則第14号）の規定の例により」に改める。

**附 則**  
この規則は、令和8年1月5日から施行する。

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区みどりの基本条例施行規則（平成17年4月世田谷区規則第77号）の一部を次のように改める。

第50条中「区役所の門前掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則（昭和40年3月世田谷区規則第14号）の規定の例により」に改める。

**附 則**  
この規則は、令和8年1月5日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和7年12月26日

世田谷区長 保坂展人

#### 世田谷区規則第143号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

#### 世田谷区規則第144号

世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

<p><b>世田谷区規則第145号</b> 世田谷区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第146号</b> 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第147号</b> 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第148号</b> 世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則</p> <p><b>世田谷区規則第149号</b> 世田谷区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第150号</b> 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第151号</b> 世田谷区道路占用規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則 世田谷区公印規則(平成元年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。 別表4の部19の項中「住民基本台帳カード、個人番号カード」を「個人番号カード」に改め、同部20の項中「住民基本台帳カード用、在留カード用」を「在留カード用」に改め、同部21の項中「住民基本台帳カード用、個人番号カード用」を「個人番号カード用」に改め、同表6の部15の項中「住民基本台帳カード、個人番号カード」を「個人番号カード」に改め、同部16の項中「住民基本台帳カード用、在留カード用」を「在留カード用」に改め、同部17の項中「住民基本台帳カード用、個人番号カード用」を「個人番号カード用」に改める。</p> <p><b>附 則</b> この規則は、令和8年1月4日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区個人情報の保護に関する規則(令和5年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。 第1号様式、第10号様式及び第16号様式中「又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるもの)」を削る。</p> <p><b>附 則</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この規則は、令和8年1月5日(以下「施行日」という。)から施行する。</li> <li>この規則による改正後の第1号様式、第10号様式及び第16号様式の規定は、施行日以後に受け付ける開示請求(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第2項に規定する開示請求をいう。)、訂正請求(同法第90条第2項に規定する訂正請求をいう。)及び利用停止請求(同法第98条第2項に規定する利用停止請求をいう。)について適用する。</li> <li>この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第10号様式及び第16号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</li> </ol>	<p>16号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <hr/> <p>世田谷区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区行政手続条例施行規則(平成7年12月世田谷区規則第100号)の一部を次のように改正する。 第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。 (通知の方法) <b>第5条 条例第15条第4項(条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</li> <li>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</li> </ol> <p><b>附 則</b> この規則は、世田谷区行政手續条例の一部を改正する条例(令和7年12月世田谷区条例第126号)の施行の日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。 第5条の2第1項ただし書を削る。 第6号様式を次のように改める。 様式省略 第6号の11様式及び第6号の11の2様式を次のように改める。 様式省略 <b>附 則</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この規則中第5条の2第1項ただし書を削る改正規定は令和8年1月1日から、第6号様式、第6号の11様式及び第6号の11の2様式の改正規定は同月5日から施行する。</li> <li>この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式、第6号の11様式及び第6号の11の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</li> </ol>	<p><b>改正する規則</b> 世田谷区印鑑条例施行規則(昭和50年7月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。 第1号様式裏面以外の部分中「□印鑑紛失 □印鑑破損 □印鑑盗難 □使用廃止」を「□使用廃止 □印鑑紛失 □印鑑破損 □印鑑盗難」に、「□汚損・損傷 □その他( )」を「□証破損 □汚損 □その他( )」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この規則は、令和8年1月5日から施行する。</li> <li>この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</li> </ol> <hr/> <p><b>世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則</b> (趣旨) 第1条 この規則は、世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例(令和7年12月世田谷区条例第131号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (支給申請) 第3条 条例第5条の規定による申請は、世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。 (1) 昭和16年12月8日から昭和20年9月7日までの期間における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷し、又は罹患したことを確認することができる書類 (2) 次のいずれかに該当する書類 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(これらの書類がない場合には、これに準ずるもの) イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳の写し又は医師の診断書 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類 2 条例第5条の規則で定める期間は、令和8年1月15日から同年3月31日までとする。 (審査会の委員の任期) 第4条 審査会の委員(以下「委員」という。)の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (審査会の会長)</p>
--	--	--

# 世田谷区公報

第5条 審査会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。	を失った後もなおその効力を有する。 様式省略	事監督事務費徴収単価表」に改め、同条第2項中「道路掘さく復旧費徴収単価表」を「道路掘削復旧費徴収単価表」に改める。
2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。	世田谷区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則	第18条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「前3号」の次に「に掲げるもの」を加える。
3 会長に事故があるときは、委員のうちから、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。	世田谷区立児童館条例施行規則（昭和38年11月世田谷区規則第16号）の一部を次のように改正する。	第20条第2項中「の各号」を削る。
(審査会の招集)	第1条第2号中「イ及びロ」を「ア及びイ」に改め、同号イを同号アとし、同号ロただし書中「イ」を「ア」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをウとし、ニをエとし、ホをオとする。	第3号様式を次のように改める。
第6条 審査会は、会長が招集する。	第1条の2第1項第1号を次のように改める。	様式省略
(審査会の会議)	(1) 世田谷区立池尻児童館、世田谷区立玉川台児童館、世田谷区立代田児童館及び世田谷区立柏谷児童館 水曜日及び土曜日	第4号様式中「第8条」を「第8条関係」に改める。
第7条 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。	第1条の2第1項第2号中「及び世田谷区立柏谷児童館」を削り、「木曜日」を「水曜日」に改め、同項第3号を削る。	第5号様式を次のように改める。
2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	第2条中「の各号」を削る。	様式省略
(審査会の非公開)	第3条各号列記以外の部分中「つぎの」を「次に掲げる」に改め、同条第5号中「その他必要な」を「前各号に掲げるもののほか、必要な」に改める。	附 則
第8条 審査会は、非公開とする。	附 則	この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
(委員の守秘義務)	この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。	
第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則	◎世田谷区訓令甲第24号
(支給に関する決定)	世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。	序 中 一 般 総 合 支 所 児 童 相 談 所 保 健 所 所 出 張 所 所 事 業 所 所
第10条 区長は、条例第7条の見舞金の支給に関する決定をしたときは、世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給決定・却下通知書（第2号様式）により申請者（条例第5条の規定による申請を行った者をいう。）に通知するものとする。	別表第1の3の部世田谷区立深沢6-9遊び場の項を削る。	世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。
(見舞金の遺族等への支給)	附 則	令和7年12月26日
第11条 条例第8条ただし書に規定する支給対象被害者の遺族は、支給対象被害者の配偶者及び3親等以内の親族とする。	この規則は、令和8年1月8日から施行する。	世田谷区長 保坂展人
2 条例第8条ただし書の規則で定める者は、届出をしないが支給対象被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は支給対象被害者のパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方とする。	世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則	第47条第3項中「貼付する」を「貼付し、又は整理番号を保存箱に併せて記入する」に改める。
(届出)	世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。	
第12条 支給対象被害者が死亡したときは、前条に規定する者は、その旨を速やかに世田谷区民間空襲等被害者見舞金受給者変更届（第3号様式）により区長へ届け出なければならない。	別表第1の3の部世田谷区立深沢6-9遊び場の項を削る。	令和7年12月26日
(委任)	附 則	世田谷区長 保坂展人
第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。	この規則は、令和8年1月1日から施行する。	第47条第3項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。
(附 則)	附 則	附 則
1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。	この訓令は、令和8年1月1日から施行する。	
(この規則の失効)	第5条ただし書中「の各号」を削り、同条第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加える。	世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和50年4月世田谷区訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。
2 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。	第13条中「工事しゅん功予定日」を「工事しゅん工予定日」に、「しゅん功しなければ」を「しゅん工しなければ」に改める。	令和7年12月26日
(経過措置)	第14条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「を提出する」を「の提出をする」に改める。	世田谷区長 保坂展人
3 この規則の失効前に行われた、見舞金の支給に係る申請及び決定並びに当該決定に基づく見舞金の支給については、第3条から第12条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力	第17条第1項中「道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表」を「道路掘削復旧工	第4号様式中「健康保険証」を「資格認書」に、「□ 住基カード □ その他（ ）」を「□ その他（ ）

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

<p>）」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この訓令は、令和8年1月5日から施行する。</p> <p>2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第680号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>0.21メートルまで 面 積 0.47平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月5日</p>																
<p><b>告 示</b></p> <p>◎世田谷区告示第676号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 事業所の名称</td> <td>ミアキスの森</td> </tr> <tr> <td>2 事業所の所在地</td> <td>東京都世田谷区宮坂三丁目39番1号ドルチェ宮坂1階</td> </tr> <tr> <td>3 申請者の名称</td> <td>株式会社K.Slope</td> </tr> <tr> <td>4 指定年月日</td> <td>令和7年12月1日</td> </tr> <tr> <td>5 障害児通所支援の種類</td> <td>児童発達支援・放課後等デイサービス</td> </tr> </table>	1 事業所の名称	ミアキスの森	2 事業所の所在地	東京都世田谷区宮坂三丁目39番1号ドルチェ宮坂1階	3 申請者の名称	株式会社K.Slope	4 指定年月日	令和7年12月1日	5 障害児通所支援の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス	<p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第681号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年12月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月2日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>R 4 - 3</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区八幡山三丁目50番1の内</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域</td> <td>延長 1.25メートル 幅員 1.07メートル 面積 1.34平方メートル</td> </tr> </table>	1 認定番号	R 4 - 3	2 変更の区間	世田谷区八幡山三丁目50番1の内	3 変更の区域	延長 1.25メートル 幅員 1.07メートル 面積 1.34平方メートル	<p>面積 0.21メートルまで 面 積 0.47平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月5日</p>
1 事業所の名称	ミアキスの森																	
2 事業所の所在地	東京都世田谷区宮坂三丁目39番1号ドルチェ宮坂1階																	
3 申請者の名称	株式会社K.Slope																	
4 指定年月日	令和7年12月1日																	
5 障害児通所支援の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス																	
1 認定番号	R 4 - 3																	
2 変更の区間	世田谷区八幡山三丁目50番1の内																	
3 変更の区域	延長 1.25メートル 幅員 1.07メートル 面積 1.34平方メートル																	
<p>◎世田谷区告示第677号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第682号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月2日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区代田五丁目881番6の内</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域</td> <td>延長 12.94メートル 幅員 0.36メートル 面積 6.26平方メートル</td> </tr> <tr> <td>4 供用開始の期日</td> <td>令和7年12月2日</td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間	世田谷区代田五丁目881番6の内	3 変更の区域	延長 12.94メートル 幅員 0.36メートル 面積 6.26平方メートル	4 供用開始の期日	令和7年12月2日	<p>面積 0.21メートルまで 面 積 0.47平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月5日</p>								
1 認定番号	28-1																	
2 変更の区間	世田谷区代田五丁目881番6の内																	
3 変更の区域	延長 12.94メートル 幅員 0.36メートル 面積 6.26平方メートル																	
4 供用開始の期日	令和7年12月2日																	
<p>◎世田谷区告示第678号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第683号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月5日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区深沢八丁目70番14の内</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域</td> <td>延長 2.30メートル 幅員 0.20メートルから</td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間	世田谷区深沢八丁目70番14の内	3 変更の区域	延長 2.30メートル 幅員 0.20メートルから	<p>面積 0.21メートルまで 面 積 0.47平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月5日</p>										
1 認定番号	28-1																	
2 変更の区間	世田谷区深沢八丁目70番14の内																	
3 変更の区域	延長 2.30メートル 幅員 0.20メートルから																	
<p>◎世田谷区告示第679号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第686号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月5日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td></td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間													
1 認定番号	28-1																	
2 変更の区間																		

<p>世田谷区松原二丁目701番61の内 3 変更の区域 延長 9.11メートル 幅員 0.08メートルから 0.12メートルまで 面積 0.94平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月5日</p>	<p>令和7年12月8日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第691号 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月8日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区鎌田二丁目232番60から232番59まで 3 変更の区域 延長 9.87メートル 幅員 0.16メートルから0.17メートルまで 面積 1.65平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月9日</p>												
<p>◎世田谷区告示第687号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和7年12月5日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 指定変更番号</td> <td>第2957号</td> </tr> <tr> <td>2 指定変更年月日</td> <td>令和7年12月4日</td> </tr> <tr> <td>3 指定変更の位置</td> <td>世田谷区深沢四丁目37番1の一部</td> </tr> <tr> <td>4 道路の幅員</td> <td>4.00メートル</td> </tr> <tr> <td>5 道路の延長</td> <td>変更前 92.95メートル 変更後 28.82メートル</td> </tr> <tr> <td>6 申請者氏名</td> <td>金子 載</td> </tr> </table>	1 指定変更番号	第2957号	2 指定変更年月日	令和7年12月4日	3 指定変更の位置	世田谷区深沢四丁目37番1の一部	4 道路の幅員	4.00メートル	5 道路の延長	変更前 92.95メートル 変更後 28.82メートル	6 申請者氏名	金子 載	<p>1 認定番号 R 7-3 2 認定する起終点 世田谷区桜上水三丁目355番5から354番7まで 3 道路の延長 54.33メートル 4 道路の幅員 5.00メートル 5 道路の面積 278.28平方メートル 6 供用開始の期日 令和7年12月8日</p>	<p>◎世田谷区告示第694号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月9日 世田谷区長 保坂展人</p>
1 指定変更番号	第2957号													
2 指定変更年月日	令和7年12月4日													
3 指定変更の位置	世田谷区深沢四丁目37番1の一部													
4 道路の幅員	4.00メートル													
5 道路の延長	変更前 92.95メートル 変更後 28.82メートル													
6 申請者氏名	金子 載													
<p>◎世田谷区告示第688号 令和7年12月5日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和7年12月5日 世田谷区長 保坂展人 令和7年度世田谷区一般会計補正予算(第4次) 別添省略</p>	<p>◎世田谷区告示第692号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月8日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区砧五丁目139番10 3 変更の区域 延長 25.58メートル 幅員 0.78メートルから0.84メートルまで 面積 20.32平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月9日</p>												
<p>◎世田谷区告示第689号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区北沢二丁目972番2の内</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域 延長</td> <td>11.75メートル 幅員 0.65メートルから0.70メートルまで 面積 7.97平方メートル</td> </tr> <tr> <td>4 供用開始の期日</td> <td>令和7年12月8日</td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間	世田谷区北沢二丁目972番2の内	3 変更の区域 延長	11.75メートル 幅員 0.65メートルから0.70メートルまで 面積 7.97平方メートル	4 供用開始の期日	令和7年12月8日	<p>1 認定番号 (1) 53-9 (2) 53-9 2 変更の区域 (1) 世田谷区桜上水三丁目354番8から354番9の内まで (2) 世田谷区桜上水三丁目354番9の内 3 変更の区域 (1) 延長 49.93メートル 幅員 0.95メートルから0.99メートルまで 面積 53.47平方メートル (2) 延長 37.20メートル 幅員 1.11メートルから1.24メートルまで 面積 43.80平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月8日</p>	<p>◎世田谷区告示第695号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月10日 世田谷区長 保坂展人</p>				
1 認定番号	28-1													
2 変更の区間	世田谷区北沢二丁目972番2の内													
3 変更の区域 延長	11.75メートル 幅員 0.65メートルから0.70メートルまで 面積 7.97平方メートル													
4 供用開始の期日	令和7年12月8日													
<p>◎世田谷区告示第690号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p>	<p>◎世田谷区告示第693号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月9日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 33-25 2 変更の区間 世田谷区代田五丁目926番12の内から926番1の内まで 3 変更の区域 延長 2.98メートル 幅員 0.19メートルから0.20メートルまで 面積 0.58平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月10日</p> <p>◎世田谷区告示第696号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月12日 世田谷区長 保坂展人</p>												

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

28-1 2 変更の区域 世田谷区柏谷二丁目195番2の内	面 積 29.23平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月12日	条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月世田谷区条例第8号)の規定により、次のように本区財政状況を公表する。 令和7年12月15日 世田谷区長 保坂展人
3 変更の区域 延長 17.86メートル 幅員 1.62メートル	◎世田谷区告示第697号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243	

## 1. 一般会計予算執行状況

歳入		歳出	
予算現額	4,134億9,004万円	予算現額	4,134億9,004万円
収入済額	1,785億9,491万円	支出済額	1,550億4,384万円
収入率	43.2%	執行率	37.5%

※予算現額・収入済額・支出済額いずれも、繰越明許・事故繰越を含みます。

## 2. 特別会計予算執行状況

	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	826億4,431万円	340億6,805万円	41.2%	294億2,350万円	35.6%
後期高齢者医療会計	277億6,070万円	119億6,566万円	43.1%	83億8,786万円	30.2%
介護保険事業会計	766億4,092万円	315億7,391万円	41.2%	304億7,661万円	39.8%
学校給食費会計	39億4,664万円	35億8,747万円	90.9%	12億8,007万円	32.4%

## 3. 区有財産現在高

土地	258万6493.47m <sup>2</sup>
建物	128万1137.34m <sup>2</sup>
工作物	307億1,953万円
有価証券(株券)	4億3,000万円
出資による権利	28億4,296万円
債権	60億1,021万円
基金	1,734億2,667万円

## 4. 区民の特別区税負担

特別区税(区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

年度	1人あたり	1世帯あたり
7年度	15万5,536円	28万4,228円
6年度	14万2,919円	26万2,510円

※9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

## 5. 特別区債現在高の状況

6年度末現在高	418億3,196万円
償還額(4~9月に返済した元金)	15億6,186万円
7年4~9月の発行額	0円
7年9月末現在高	402億7,010万円

## 6. 一時借入金

上半期は、必要としませんでした。

※各表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。

◎世田谷区告示第698号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年12月15日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区池尻四丁目137番60 3 変更の区域	延長 11.21メートル 幅員 0.65メートルから 0.67メートルまで 面積 7.50平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月15日	令和7年12月15日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区松原二丁目516番13の内 3 変更の区域 延長 14.97メートル 幅員 0.55メートルから 0.68メートルまで 面積 9.34平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月15日
◎世田谷区告示第699号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。		

## 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第700号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢四丁目239番27の内
- 3 変更の区域  
延長 11.08メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.18メートルまで  
面積 1.88平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月15日

## ◎世田谷区告示第701号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年12月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

## ◎世田谷区告示第702号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第3項の規定による指定公金事務取扱者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
株式会社ウェルパーク
- 2 所在地  
変更前 東京都立川市栄町六丁目  
1番地の1  
変更後 東京都立川市高松町一丁目100番地25号棟
- 3 変更年月日  
令和7年2月17日

## ◎世田谷区告示第703号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 36-38  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区砧八丁目91番4の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 10.92メートル  
幅員 0.06メートルから  
0.11メートルまで

面積 0.95平方メートル

- (2) 延長 10.58メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.17メートルまで  
面積 2.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月16日

先無番

- 3 変更の区域  
延長 5.87メートル  
幅員 2.36メートル  
面積 13.89平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月16日

## ◎世田谷区告示第704号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目157番11の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 39.92メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 25.14平方メートル
- (2) 延長 3.66メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月16日

## ◎世田谷区告示第707号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G054-04
- 2 廃止する起終点  
世田谷区桜一丁目729番8地先無番から729番23地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年12月16日

## ◎世田谷区告示第708号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 供用開始の区間  
世田谷区上馬一丁目551番8
- 3 供用開始の区域  
延長 9.45メートル  
幅員 0.77メートルから  
0.79メートルまで  
面積 7.40平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月17日

## ◎世田谷区告示第709号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区粕谷二丁目195番1の内
- 3 変更の区域  
延長 8.24メートル  
幅員 1.25メートル  
面積 13.57平方メートル

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

## ◎世田谷区告示第710号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区上北沢五丁目1154番5の内から1151番2の内まで
3 変更の区域	延長 143.56メートル 幅員 2.00メートルから 2.66メートルまで 面積 314.06平方メートル

項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号	42-G160-1
2 変更の区間	世田谷区南烏山一丁目199番2の内
3 変更の区域	延長 12.35メートル 幅員 3.27メートル 面積 44.21平方メートル
4 供用開始の期日	令和7年12月19日

## ◎世田谷区告示第711号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	45-13
2 変更の区間	世田谷区桜上水二丁目624番65から624番64まで
3 変更の区域	延長 2.54メートル 幅員 0.98メートル 面積 3.03平方メートル
4 供用開始の期日	令和7年12月19日

## ◎世田谷区告示第714号

令和7年第3回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和7年12月19日

世田谷区長 保坂展人

記

1 招集する年月日	令和7年12月22日(月)午後1時
2 招集する場所	世田谷区議会議場
3 案件	(1) 議案 令和7年度世田谷区一般会計補正予算(第5次) (2) 議席の一部変更 (3) 請願の処理 (4) 請願の付託

## ◎世田谷区告示第715号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和7年12月19日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額(1時間当たり)
1	特殊作業員	3,177円
2	普通作業員	2,848円
3	軽作業員	1,966円
4	造園工	2,880円
5	法面工	3,549円
6	とび工	3,496円
7	石工	3,485円
8	ブロック工	3,241円
9	電工	3,464円
10	鉄筋工	3,464円

## ◎世田谷区告示第713号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2

11	鉄骨工	3,145円
12	塗装工	3,666円
13	溶接工	3,932円
14	運転手(特殊)	3,241円
15	運転手(一般)	2,699円
16	潜かん工	3,932円
17	潜かん世話役	4,707円
18	さく岩工	4,208円
19	トンネル特殊工	3,804円
20	トンネル作業員	3,294円
21	トンネル世話役	4,304円
22	橋りょう特殊工	3,698円
23	橋りょう塗装工	3,772円
24	橋りょう世話役	4,314円
25	土木一般世話役	3,443円
26	高級船員	4,059円
27	普通船員	3,273円
28	潜水士	5,302円
29	潜水連絡員	3,879円
30	潜水送気員	3,762円
31	山林砂防工	3,411円
32	軌道工	6,099円
33	型わく工	3,369円
34	大工	3,230円
35	左官	3,507円
36	配管工	3,039円
37	はつり工	3,199円
38	防水工	3,836円
39	板金工	3,634円
40	タイル工	2,880円
41	サッシ工	3,411円
42	屋根ふき工	3,602円
43	内装工	3,507円
44	ガラス工	3,358円
45	建具工	—
46	ダクト工	3,145円
47	保温工	2,944円
48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,975円
50	交通誘導警備員A	2,147円
51	交通誘導警備員B	1,870円
52	上記以外の職種	1,610円

### 備考

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
  - 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,619円
  - 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
  - 「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都に

## 世田谷区公報

おける公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

## ◎世田谷区告示第716号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年12月22日

世田谷区長 保坂展人

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 事業所の名称  | ケアプランカフェ・モア世田谷瀬田     |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区瀬田二丁目5番8号     |
| 3 事業者の名称  | ツノイハイム301            |
| 4 指定年月日   | 株式会社m o r e 令和8年1月1日 |
| 5 サービスの種類 | 居宅介護支援               |

## ◎世田谷区告示第717号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和7年12月22日

世田谷区長 保坂展人

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 事業所の名称  | ケアプランカフェ・モア世田谷瀬田     |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区瀬田二丁目5番8号     |
| 3 事業者の名称  | ツノイハイム301            |
| 4 指定年月日   | 株式会社m o r e 令和8年1月1日 |
| 5 サービスの種類 | 介護予防支援               |

## ◎世田谷区告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 認定番号    | 40-1   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区喜多見八丁目2227番15                            |
| 3 変更の区域   | 延長 21.78メートル<br>幅員 0.18メートル<br>面積 3.95平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日                                   |

## ◎世田谷区告示第719号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 指定番号    | 31-D162-13  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区桜新町一丁目433番43の内  |
| 3 変更の区域   | 延長 7.25メートル<br>幅員 0.06メートルから<br>0.11メートルまで<br>面積 0.64平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日  |

## ◎世田谷区告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 認定番号    | 28-1   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区砧四丁目259番11の内   |
| 3 変更の区域   | 延長 10.35メートル<br>幅員 0.00メートルから<br>0.81メートルまで<br>面積 5.10平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日   |

## ◎世田谷区告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 認定番号    | 28-1   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区東玉川一丁目146番67                             |
| 3 変更の区域   | 延長 13.72メートル<br>幅員 0.18メートル<br>面積 2.50平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日                                   |

## ◎世田谷区告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 認定番号    | 32-26   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区大原一丁目1070番54の内  |
| 3 変更の区域   | 延長 7.50メートル<br>幅員 0.08メートルから<br>0.11メートルまで<br>面積 0.76平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日  |

## ◎世田谷区告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 認定番号    | 28-1  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区若林二丁目119番15から<br>119番13まで                                 |
| 3 変更の区域   | 延長 20.54メートル<br>幅員 0.63メートルから<br>1.64メートルまで<br>面積 14.67平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日  |

## ◎世田谷区告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 認定番号    | 10-4  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区祖師谷六丁目710番47                              |
| 3 変更の区域   | 延長 19.96メートル<br>幅員 0.75メートル<br>面積 15.02平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和7年12月23日                                    |

## ◎世田谷区告示第725号

令和7年12月22日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和7年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- |                        |      |
|------------------------|------|
| 令和7年度世田谷区一般会計補正予算(第5次) | 別添省略 |
|------------------------|------|

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

<p><b>◎世田谷区告示第726号</b> 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月24日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 指定取消番号 第2956号 2 指定取消年月日 令和7年12月22日 3 指定取消の位置 世田谷区松原四丁目1065番1の一部 4 道路の幅員 5.45メートル 5 道路の延長 41.03メートル 6 申請者氏名 株式会社グローバルコーポレーション 代表取締役 富田 雅巳</p>	<p>0.11メートルまで 面 積 0.77平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月24日</p>	<p>幅 員 0.70メートルから 0.96メートルまで 面 積 10.45平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月24日</p>		
<p><b>◎世田谷区告示第729号</b> 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。 この関係図面は、令和7年12月24日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月24日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 路線名 特別区道 2 指定区間 世田谷区宇奈根二丁目10番先から世田谷区宇奈根二丁目11番先まで 3 指定年月日 令和7年12月24日</p>		<p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名 称 株式会社セブン・ペイメントサービス (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号</p> <p>2 委託した支出 扶助費 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年8月25日 4 委託期間 令和7年11月25日から令和8年3月31日まで</p>		
<p><b>◎世田谷区告示第727号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月24日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区北沢一丁目425番2の内 (2) 世田谷区北沢一丁目425番2の内 3 変更の区域 (1) 延 長 7.96メートル 幅 員 0.20メートルから 0.27メートルまで 面 積 1.91平方メートル (2) 延 長 8.74メートル 幅 員 0.62メートル 面 積 5.68平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月24日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第730号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月24日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区上北沢四丁目1110番30の内 3 変更の区域 延 長 12.60メートル 幅 員 0.20メートルから 0.25メートルまで 面 積 3.16平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月24日</p>	<p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名 称 株式会社セブン・ペイメントサービス (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号</p> <p>2 委託した支出 扶助費 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年8月25日 4 委託期間 令和7年11月25日から令和8年3月31日まで</p>		
<p><b>◎世田谷区告示第728号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月24日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 認定番号 36-5 2 変更の区間 世田谷区船橋二丁目91番21 3 変更の区域 延 長 8.52メートル 幅 員 0.05メートルから</p>	<p><b>◎世田谷区告示第731号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月24日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区船橋四丁目408番4の内から408番2の内まで 3 変更の区域 延 長 13.06メートル</p>	<p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名 称 株式会社セブン・ペイメントサービス (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号</p> <p>2 委託した支出 扶助費 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年8月25日 4 委託期間 令和7年11月25日から令和8年3月31日まで</p>		
<p><b>◎世田谷区告示第734号</b> 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂 展人</p> <p>本則の表介護予防ケアマネジメント事務補助の項の次に次のように加える。</p>				
介護予防事務嘱託員	月額	68,423円	13,684円	82,107円

<p><b>◎世田谷区告示第735号</b></p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定変更番号 第2959号 2 指定変更年月日 令和7年12月25日 3 指定変更の位置 世田谷区深沢三丁目48番2、48番10、48番39の各一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 変更前 27.53メートル                   変更後 31.24メートル 6 申請者氏名 株式会社オープンハウス・ディベロップメント                   代表取締役 福岡良介</p>	<p>延長 14.04メートル 幅員 0.44メートルから           0.63メートルまで 面積 7.46平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第738号</b></p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 34-42 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区奥沢三丁目302番8の内 4 面積 4.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第741号</b></p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区桜二丁目638番17の内から638番18の内まで 4 面積 12.96メートル 幅員 0.30メートルから           0.33メートルまで 面積 4.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第736号</b></p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定する扶助その他これに類する扶助の支出の事務(鳥山総合支所管内分)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の第2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社セブン・ペイメントサービス (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号</p> <p>2 委託した支出 扶助費</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年8月25日</p> <p>4 委託期間 令和7年11月25日から令和8年3月31日まで</p>	<p>延長 14.70メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.65平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第739号</b></p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 34-42 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区奥沢三丁目302番8の内 4 面積 4.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第742号</b></p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区若林五丁目622番27から622番23まで 4 面積 24.18メートル 幅員 0.09メートルから           0.25メートルまで 面積 4.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第737号</b></p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-G083 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区北沢五丁目823番2の内</p>	<p>延長 0.06メートル 幅員 0.18メートル 面積 0.01平方メートル</p>	<p><b>◎世田谷区告示第740号</b></p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区砧七丁目25番27の内 4 面積 2.85メートル 幅員 0.62メートルから           0.63メートルまで 面積 1.79平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第743号</b></p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 记入欄 3 変更の区域 世田谷区赤堤二丁目23番43の内から23番44の内まで 4 面積 12.98メートル 幅員 0.41メートルから           0.45メートルまで 面積 6.68平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年12月26日</p>

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

## ◎世田谷区告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見九丁目1577番10から1577番9まで
- 3 変更の区域  
延長 12.61メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月26日

## ◎世田谷区告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区下馬101番14の内
- 3 変更の区域  
延長 7.49メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月26日

## ◎世田谷区告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
41-31
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目1016番52
- 3 変更の区域  
延長 11.33メートル  
幅員 0.99メートル  
面積 11.32平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年12月26日

## ◎世田谷区告示第747号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和7年12月26日

- 世田谷区長 保坂展人  
 1 事業所の名称 デイサービスセンターあるふあ  
 2 事業所の所在地 東京都練馬区土支田三丁目1番25号  
 3 事業者の名称 株式会社あるふあ  
 4 指定年月日 令和7年10月21日  
 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

## 5 意見書の提出先

世田谷区都市整備政策部都市計画課

## ◎世田谷区告示第748号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定する扶助その他これに類する扶助の支出の事務(玉川総合支所管内分)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社セブン・ペイメントサービス  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
- 2 委託した支出  
扶助費
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年8月25日
- 4 委託期間  
令和7年11月25日から令和8年3月31日まで

## 公 告

## ◎世田谷区公告第86号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和7年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和7年12月1日から同月15日まで

## ◎世田谷区公告第87号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和7年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画世田谷西部地域喜多見地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目及び喜多見七丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和7年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

## ◎世田谷区公告第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和7年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画世田谷西部地域宇奈根地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田四丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所及び世田谷区砧総合支所街づくり課

## 世田谷区公報

4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで	世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課	見五丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内 追加する部分 19m第2種高度地区 世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課
<b>◎世田谷区公告第89号</b>		
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。	なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画	1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画田直地区地区計画	1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画田直地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区瀬田四丁目、瀬田五丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目及び大蔵六丁目各地内	2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区大蔵五丁目地内	2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区大蔵五丁目地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課	3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課	3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで	4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで	4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで
5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課
<b>◎世田谷区公告第91号</b>		
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。	なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画田直地区地区計画	1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画田直地区地区計画	1 地区街づくり計画の名称 外環道東名ジャンクション周辺地区地区街づくり計画
2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区大蔵五丁目地内	2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区大蔵五丁目地内	2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域 世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課	3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課	3 地区街づくり計画の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで	4 縦覧期間 令和7年12月1日から同月15日まで	4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで
5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課
<b>◎世田谷区公告第92号</b>		
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。	なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画	1 都市計画の種類 東京都市計画高度地区	1 都市計画の種類 東京都市計画高度地区
2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内	2 都市計画を定める土地の区域 削除する部分 第1種高度地区 世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内	2 都市計画を定める土地の区域 削除する部分 第1種高度地区 世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、	25m第2種高度地区 世田谷区喜多見三丁目、喜多	3 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

1 地区街づくり計画の名称 世田谷西部地域喜多見地区地区街づくり計画	きる。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目及び喜多見七丁目各地内	1 地区街づくり計画の名称 世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画	令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人
3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課	2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区瀬田四丁目、瀬田五丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目及び大蔵六丁目各地内	1 地区街づくり計画の名称 田直地区地区街づくり計画
4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで	3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課	2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区大蔵五丁目地内
5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課	4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで	3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
◎世田谷区公告第95号 世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課	4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで
1 地区街づくり計画の名称 世田谷西部地域宇奈根地区地区街づくり計画	◎世田谷区公告第97号 世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課
2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田四丁目及び大蔵六丁目各地内	1 地区街づくり計画の名称 世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区街づくり計画	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東京都世田谷区中町三丁目
3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課	2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内	2 許可を受けた者の住所及び氏名 芝浦一丁目1番1号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作
4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで	3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課	◎世田谷区公告第100号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課	4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで	令和7年12月9日 世田谷区長 保坂展人
◎世田谷区公告第96号 世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東京都世田谷区宇奈根一丁目
1 地区街づくり計画の名称 世田谷西部地域喜多見地区地区街づくり計画	世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	2 許可を受けた者の住所及び氏名 境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦
2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目及び喜多見七丁目各地内	3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課	◎世田谷区公告第101号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29
3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課	4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで	令和7年12月17日 世田谷区長 保坂展人
4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和7年12月1日から同月15日まで	5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東京都世田谷区宇奈根一丁目
5 意見書の提出先 世田谷区砧総合支所街づくり課	世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和7年12月1日 世田谷区長 保坂展人	2 許可を受けた者の住所及び氏名 464番2 464番10 464番11 464番12 464番13 464番14 464番15 464番16 467番3

## 世田谷区公報

条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。		190番1 190番16 190番17 190番18 190番19 190番20 190番21 190番22 190番23	株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦	◎世田谷区公告第102号 世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第23条の2第4項の規定により、世田谷区立自転車等駐車場の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和7年12月19日 世田谷区長 保坂展人
1 開発区域又は工区内に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名			
東京都世田谷区柏谷二丁目	東京都武蔵野市境二丁目2番2号			

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立駒沢自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立桜新町自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立用賀自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立等々力自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山地下自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立尾山台自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立経堂南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立千歳船橋北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立成城北第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立八幡山北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立用賀西自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立桜上水南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立千歳船橋南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立九品仏南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立明大前南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立上野毛北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山北第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立用賀西第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立二子玉川西自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立下高井戸北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋中央自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山北第三自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山南第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山南第三自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・NCD共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

世田谷区立池ノ上自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立代田橋自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立下北沢自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立下北沢第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立下北沢第三自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋西自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋北第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋二丁目自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立東松原自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立二子玉川西多摩堤自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山南第四自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立芦花公園北自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立自由が丘駅第一自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山中央自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立上町自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立松原自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立池尻大橋自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋北第三自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立新代田自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立世田谷駅南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山駅前自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立烏山東自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立新烏山南自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立下高井戸南第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立下高井戸駅前自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立下北沢東自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立駒沢第二自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
世田谷区立千歳船橋西自転車等駐車場	世田谷区シルバー人材センター・N C D 共同事業体	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

## ◎世田谷区公告第103号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月24日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	389番20 389番21 389番22 389番23 389番24	アグレ都市デザイン株式会社 代表取締役 大林竜一
東京都世田谷区上祖師谷二丁目 389番1 389番19	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル31階		

## ◎世田谷区公告第104号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により認定した建築物について、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月25日

世田谷区長 保坂展人

1 認定年月日及び認定番号

令和7年12月10日付第R07認定  
0010号

2 公告認定対象区域（地名地番）

世田谷区祖師谷二丁目41番1他

3 建築物の名称

（仮称）カーメスト祖師谷（第1期）

## ◎世田谷区公告第105号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月26日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区内含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区岡本二丁目1010番1の一部	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号世田谷ビジネススクエアタワー23階株式会社東京組代表取締役 前田俊介

## 規則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和7年12月12日

世田谷区教育委員会

## 世田谷区教育委員会規則第28号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 世田谷区教育委員会規則第29号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（妊娠症対応休暇）」に改め、同条第1項を次のように改める。

妊娠症対応休暇は、妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は流産した女性職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。

第19条第2項本文中「妊娠初期休暇」を「妊娠症対応休暇」に改め、「1回に限り」

を削り、「引き続く」を「合計」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症対応休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 流産した女性職員が安静加療を要する期間を承認する場合は、前項の規定による承認の日数にかかわらず、日を単位として、流産した日から起算して引き続く7日以内で承認する。

第22条第1項中「1年3月」を「1年6月」に改め、同条第2項中「2回それぞれ45分間」を「3回まで、1回の育児時間は30分又は30分に15の倍数を加えた時間を単位として、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で」に改め、同項ただし書を削る。

第30条の7の次に次の7条を加える。（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第30条の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する育児時間

(7) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇

(8) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇

(9) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の9 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 出生時両立支援制度等

(2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第30条の10 条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の11 条例第18条の6第1項第3号

及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

(4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の12 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第30条の13 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇

(7) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の14 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 育児期両立支援制度等

(2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第19条の規定による妊娠症対応休暇（以下「妊娠症対応休暇」という。）及び改正後の第22条の規定による育児時間の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則による改正前の第19条の規定による妊娠初期休暇（以下「妊娠初期休暇」という。）を承認する場合にあっては、当該妊娠初期休暇を承認しようとする期間の初日が施行日前であるときは、施行日以後の日も含めて当該妊娠初期休暇を承認することができる。

4 妊娠初期休暇を取得した女性職員が、同一の妊娠について妊娠症対応休暇を取得する場合（流産した女性職員が安静加療を要する場合に妊娠症対応休暇を取得する場合を除く。）における当該妊娠症対応休暇の承認の日数は、7日から当該妊娠初期休暇の取得日数を差し引いた日数を限度とする。

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第6条関係)

昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けた号給	昇格後の号給		
号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	25	30
43	3	26	31
44	4	26	32
45	5	27	33

46	6	27	33
47	7	28	34
48	8	28	34
49	9	29	35
50	10	30	35
51	11	31	36
52	12	32	36
53	13	33	37
54	14	33	38
55	15	34	39
56	16	34	40
57	17	35	41
58	18	35	41
59	19	36	42
60	20	36	42
61	21	37	43
62	22	37	43
63	23	38	44
64	24	38	44
65	25	39	45
66	26	39	46
67	27	40	47
68	28	40	48
69	29	41	49
70	30	41	50
71	31	42	51
72	32	42	52
73	33	43	53
74	34	43	54
75	35	44	55
76	36	44	56
77	37	45	57
78	38	45	57
79	39	46	58
80	40	46	58
81	41	47	59
82	41	47	59
83	42	48	60
84	42	48	60
85	43	49	61
86	43	50	62
87	44	51	63
88	44	52	64
89	45	53	65
90	46	53	66
91	47	54	67
92	48	54	68
93	49	55	69
94	50	55	70
95	51	56	71
96	52	56	72
97	53	57	73
98	53	58	74
99	54	59	75
100	54	60	76
101	55	61	77
102	55	62	77
103	56	63	78
104	56	64	78

105	57	65	79
106	58	65	79
107	59	66	80
108	60	66	80
109	61	67	81
110	61	67	82
111	62	68	83
112	62	68	84
113	63	69	85
114	63	70	
115	64	71	
116	64	72	
117	65	73	
118	65	74	
119	66	75	
120	66	76	
121	67	77	
122	67	77	
123	68	78	
124	68	78	
125	69	79	
126	69	79	
127	70	80	
128	70	80	
129	71	81	
130	71		
131	72		
132	72		
133	73		
134	73		
135	74		
136	74		
137	75		
138	75		
139	76		
140	76		
141	77		
142	77		
143	78		
144	78		
145	79		
146	79		
147	80		
148	80		
149	81		
150	82		
151	83		
152	84		
153	85		
154	85		
155	86		
156	86		
157	87		
158	87		
159	88		
160	88		
161	89		
162	90		
163	91		

164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

次に掲げる規則を公布する。

令和7年12月26日

世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第30号**

世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会規則第31号**

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会規則第32号**

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会規則第33号**

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則**

世田谷区教育委員会公告式規則（昭和27年11月世田谷区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。  
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき世田谷区教育委員会規則の公布について必要な事項を定めるとともに、世田谷区教育委員会の告示等（告示、公告その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

**(公式式)**

第2条 世田谷区教育委員会規則は、教育委員会の指名する2名の教育委員が署名し、公布年月日を記入し、同日世田谷区教育委員会の名でこれを公布する。

2 世田谷区教育委員会規則の公布は、区のホームページに掲載し、又は区役所の門前掲示場に掲示して、これを行う。

3 前項の規定は、世田谷区教育委員会の告示等の公示にこれを準用する。

第3条に見出しとして「（規則及び告示等の施行期日）」を付し、同条に次の1項を加える。

2 世田谷区教育委員会の告示等は、当該告示等に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「終日に及ぶ」を「半日」に、「7時間45分」を「4時間」に、「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

**附 則****(施行期日)**

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「から第13号まで」を削り、同項中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間」を「又は修学部分休業により勤務しない時間」に改める。

第2号様式を次のように改める。

**様式省略****附 則****(施行期日)**

1 この規則中第2号様式の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第5条第1項及び第5項の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている様式は、この規則による改正後の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている様式とみなす。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条第2項中「。」の次に「であって、次条に規定する校務を分掌するもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

**(校務の種類)**

第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全て

の園務とする。

**附 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

**訓 令 甲 (教)****◎世田谷区教育委員会訓令甲第5号**

世田谷区立幼稚園

世田谷区立小学校

世田谷区立中学校

世田谷区立学校給食調理場

学校職員出勤等の記録の整理規程（平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

世田谷区教育委員会

別表17の項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

**告 示 (選)****◎世田谷区選挙管理委員会告示第43号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和7年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

**◎世田谷区選挙管理委員会告示第44号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和7年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和7年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,583

6分の1の数 129,852

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 196,519

**◎世田谷区選挙管理委員会告示第45号**

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和7年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

## 告 示 (農)

### ◎世田谷区農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第29回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和7年12月17日

世田谷区農業委員会会長

宍戸 幸男

1 開催日時 令和7年12月24日(水)

午後3時

2 開催場所 区役所東棟9階 第5委員会室

3 審議事項

- (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
- (3) 第3号議案 その他の事項について

## 告 示 (監)

### ◎世田谷区監査委員告示第10号

世田谷区監査基準の改正に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第4項の規定により、公表する。

令和7年12月12日

世田谷区監査委員 大塚 勇

同 市川 穣

同 和田 秀壽

同 藤井 真尚

- (1) 定期監査 財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最も効率で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 隨時監査 前号に規定する事項
- (3) 財政援助団体等監査 区が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている団体、区が出資している団体、区が借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、区が受益権を有する信託の受託者及び区が公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること及び第1号に規定する事項
- (4) 工事監査 区の施行に係る建築、土木その他の工事に関する第1号に規定する事項
- (5) 例月出納検査 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること及び第1号に規定する事項
- (6) 決算等審査 決算その他の関係書類が法令に適合し、かつ正確であること及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確實かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

- ## 第1章 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の3第1項の監査基準であつて、法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、世田谷区監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為に關し、監査委員がるべき基本的な事項を定めるものとする。
- （適用）
- 第2条** この基準は、法及び健全化法の規定により監査委員が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為のうち次に掲げるものに適用する。
- (1) 定期監査 法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- (2) 隨時監査 法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による監査
- (3) 財政援助団体等監査 法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定による監査
- (4) 工事監査 区の施行に係る建築、土木その他の工事を対象とする随時監査
- (5) 例月出納検査 法第235条の2第1項の規定による検査及びこれに合わせて行う随時監査
- (6) 決算等審査 法第233条第2項及び法第241条第5項の規定による審査並びにこれに合わせて行う随時監査
- (7) 健全化判断比率審査 健全化法第3条第1項の規定による審査
- 2 監査委員は、法の規定により監査委員が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為のうち前項各号に掲げるもの（以下「監査等」という。）以外のものについては、法の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。
- （監査等の目的）
- 第3条** 監査等は、区の行政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、もって、区政への信頼の確保に資することを目的とする。
- （監査等の観点）
- 第4条** 監査等の觀点は、次に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- ## 第2章 一般基準
- （倫理規範）
- 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則りその職務を遂行するものとする。
- （独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）
- （独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）
- 第6条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。
- 2 監査委員は、正当な注意を払いその職務を遂行するものとする。
- （専門性）
- 第7条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有するこれが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽（さん）に努めるものとする。
- （質の管理）
- 第8条 監査委員は、この基準に則り、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、そのためには、世田谷区監査事務局（以下「事務局」という。）の職員を適切に指揮し、及

2 監査委員は、監査計画で定めるところにより、事務局の職員に命じ、又は、高度の専門的な知識若しくは技術を有する者に委託して、予備的監査等を行わせることができる。

3 監査委員は、監査等の実施に際しては、あらかじめ、監査等の対象機関等に対し、監査等の種類、期日、場所等を通知するものとする。ただし、緊急を要し、通知をする時間的余裕がないときは、この限りでない。

4 監査委員は、監査等の実施に当たっては、情報通信技術の積極的な活用に努めるものとする。

5 監査等の実施過程は、公開しない。

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するために必要かつ十分な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していないかたった事象若しくは状況が生じたとき又は新たな事實を発見したときは、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査計画は、監査基本計画及び監査等の種類毎の実施計画とし、それぞれ次に掲げる事項を定める。

(1) 監査基本計画 監査等の基本方針、種類、時期等

(2) 実施計画 監査等の種類、対象、日程、実施体制、着眼点等

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化したとき又は監査等の実施過程で新たな事實を発見したときは、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

4 監査計画の策定及び変更是、監査委員の合議による。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

3 監査委員は、法第199条第11項の規定により、監査結果の報告のうち特に必要があると認める事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、法第235条の2第3項の規定により区議会及び区長に提出するものとする。

3/6

び監督するものとする。

2 監査委員は、事務局の職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則して遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽(さんくん)に努めさせるものとする。

(監査調書)

第9条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査等の結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画は、監査基本計画及び監査等の種類毎の実施計画とし、それぞれ次に掲げる事項を定める。

(1) 監査基本計画 監査等の基本方針、種類、時期等

(2) 実施計画 監査等の種類、対象、日程、実施体制、着眼点等

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化したとき又は監査等の実施過程で新たな事實を発見したときは、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

4 監査計画の策定及び変更是、監査委員の合議による。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

3 監査委員は、法第199条第11項の規定により、監査結果の報告のうち特に必要があると認める事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、法第235条の2第3項の規定により区議会及び区長に提出するものとする。

4/6

5 監査委員は、決算等審査及び健全化判断比率審査を終了したときは、区長に意見を提出するものとする。

（監査結果の報告等への記載事項）

**第18条** 監査委員は、監査結果の報告等には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、監査等の種類及び内容により必要がないと認めるときは、第4号及び第5号に規定する事項を省略することができる。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

(7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項  
監査委員は、前項第6号の監査等の結果には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 監査等の種類に応じ、重要な点において第4条各号に定める事項が認められるとき又は認められないときは、それぞれその旨

(2) 是正又は改善が必要である事項を認めたときは、その内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

3 監査委員は、前項第2号に規定する事項を記載するに当たっては、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなつた当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

（合議）

**第19条** 次に掲げる事項は、監査委員の合議による。

(1) 監査結果の報告の決定

(2) 監査結果の報告に添える意見の決定

(3) 監査結果の報告に係る勧告の決定

(4) 決算等審査に係る意見の決定

(5) 健全化判断比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査結果の報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項があるときは、法第199条第13項の規定により、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提

出するとともに、これを公表するものとする。

（監査結果の公表）

**第20条** 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員の連名で公表するものとする。

(1) 監査結果の報告の内容

(2) 監査結果の報告に添える意見の内容

(3) 監査結果の報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

**第21条** 監査委員は、監査結果の報告を提出した者から措置の内容の通知を受けたときは、法第199条第14項の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査結果の報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けたときは、法第199条第15項の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、監査結果の報告を提出した者及び監査結果の報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

（公表方法）

**第22条** 第19条第2項、第20条並びに前条第1項及び第2項の規定による公表は、世田谷区公告式規則（昭和40年3月世田谷区規則第14号）の規定の例により行う。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和8年1月5日から施行する。

# 世田谷区公報

令和8年1月20日(第778号)

--	--	--